

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

株式会社システムソフト
SS Service 株式会社

2024年7月8日

会社法第791条第1項及び第801条第3項に定める事後備置書類
(吸収分割に関する事後備置書類)

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
株式会社システムソフト
代表取締役 吉尾 春樹

福岡市中央区天神一丁目12番1号
SS Service株式会社
代表取締役 吉尾 春樹

株式会社システムソフト（以下、「分割会社」といいます。）とSS Service株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2024年6月3日に締結した吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024年7月8日をもって、分割会社の東日本システムソリューション部およびDXサービス推進部が行うソリューション事業（以下、「本件事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する事後開示事項は、下記のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日

2024年7月8日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第784条の2）

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主株式買取請求手続について（会社法第785条）

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

本件分割に際して新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第787条の規定に基づく、新株予約権者への通知又は公告は行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づく公告を行いました。本件分割に異

議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本件分割の差止めを請求した株主はありませんでした。

(2) 株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

分割会社は承継会社の完全親会社であるため、承継会社は会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づく公告を行いましたが、本件分割に異議を述べた債権者はいませんでした。なお、承継会社は、本件分割の効力発生日より前には事業活動を停止していたことから知れたる債権者がいないため、個別の催告は行っておりません。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約書に基づき、本件事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 7 月 8 日

6. 前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上